

水銀廃棄物関係廃棄物処理法施行令等改正の概要

平成 29 年 9 月 26 日
宮城県環境生活部循環型社会推進課

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進するために法整備がされています。

水銀廃棄物の処理について、平成 27 年及び平成 29 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、平成 28 年 4 月 1 日及び平成 29 年 10 月 1 日に段階的に施行されます。

改正事項のうち、特別管理一般廃棄物の廃水銀及び特別管理産業廃棄物の廃水銀等の定義及びそれらに係る運搬基準は平成 28 年 4 月 1 日に既に施行されています。

平成 29 年 6 月 9 日に公布された廃掃法施行規則の改正では、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の定義及び処理基準等が規定され、平成 29 年 10 月 1 日に全面施行されます。

これらの改正により新しく定義された廃棄物の処理について、処理基準及び委託基準を遵守するよう、御留意ください。

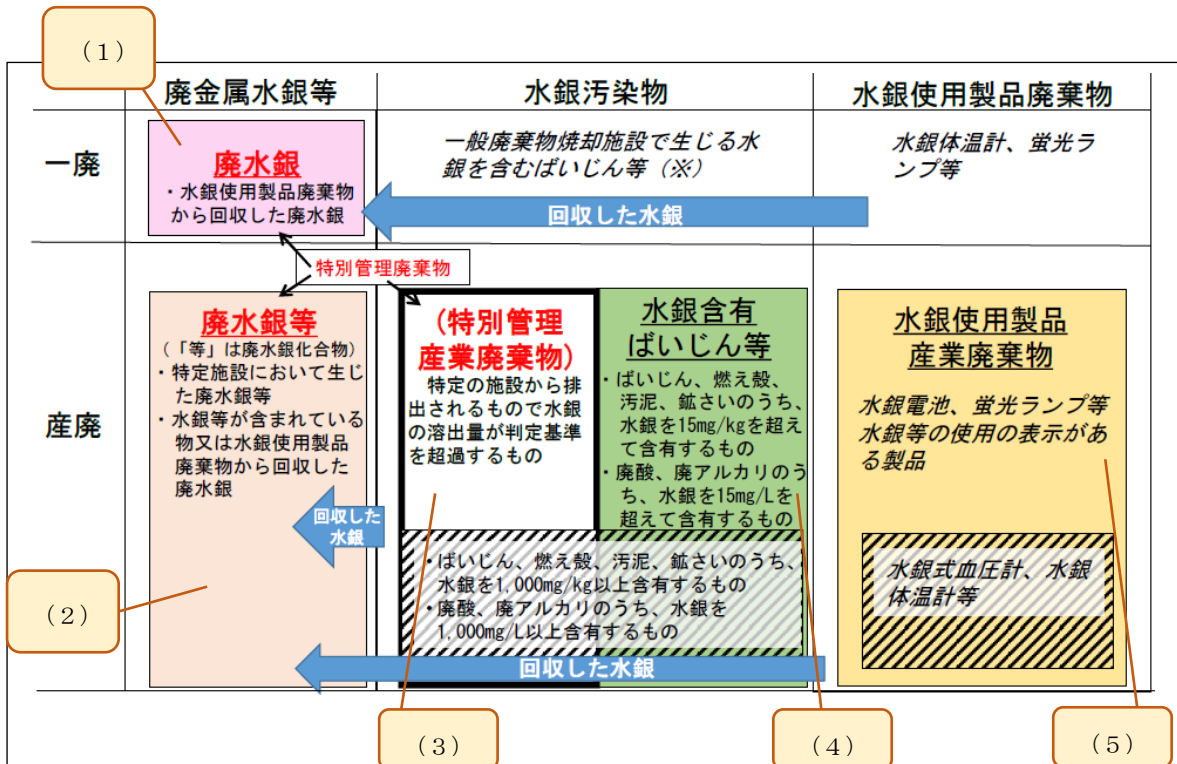
【本書における用語について】

以後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）を「令」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）を「規則」と表記します。

1 廃棄物処理法で規制される水銀廃棄物の種類

平成 27 年の廃棄物処理法施行令改正により、新たに **廃水銀**、**廃水銀等**、**水銀含有ばいじん等**、**水銀使用製品産業廃棄物** が定義され、これらに該当する廃棄物について処理基準等が追加されました。

なお、当該廃棄物の定義及び処理基準等の詳細は、平成 29 年 6 月 9 日公布の改正規則等により定められました。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示

▨ 水銀回収義務付け対象

赤字：特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

※ 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する

図出典：水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月）

※図中の（1）～（5）は以下の各水銀廃棄物に該当しています。

(1) 廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（特別管理一般廃棄物）（平成28年4月1日施行）【令第1条第1号の2，令第1条第1号の3，規則第1条第1項，規則第1条第2項】

イ 一般廃棄物である水銀使用製品から回収した廃水銀。

ロ イを処分するために処理したもののうち，環境大臣が定める方法（平成12年厚生省告示第4号）により硫化・固型化したもの（水銀処理物）以外のもの。

(2) 廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（以下「廃水銀等」という。）（特別管理産業廃棄物）（平成28年4月1日施行。なお，排出する特定施設の追加は平成29年10月1日施行。）【令第2条の4第5号ニ，規則第1条の2第5項，別表第1】

イ 次表の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く。）

	施設	廃水銀等の例
1	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	・水銀回収施設において水銀含有再生資源や水銀使用製品廃棄物等から回収された水銀のうち，回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかった水銀が水銀需要の低下等により廃棄物となったもの。
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設	・水銀使用製品の製造用に保管していた水銀又はその化合物が廃棄物となったもの ・製造した水銀使用製品のメンテナンスの一環として水銀を入れ替えた場合に回収された水銀が廃棄物となったもの
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設	・レンズを浮かせる水銀槽式回転装置に入っていた水銀が廃棄物となったもの ・水銀槽式回転装置の補充用に保管していた水銀が廃棄物となったもの
4	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設	・水銀が使用されている備え付けのポロシメーターで用いられた水銀が廃棄物となったもの。 ※水銀使用製品である測定機器（水銀温度計等）を有する施設は特定施設に該当しない。
5	国又は地方公共団体の試験研究機関	・廃試薬
6	大学及びその付属研究機関	〃
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良，考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	〃
8	農業，水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校，高等専門学校，専修学校，各種学校，職員訓練施設又は職業訓練施設	〃
9	保健所	〃
10	検疫所	〃
11	動物検疫所	〃

12	植物防疫所	//
13	家畜保健衛生所	//
14	検査業に属する施設	//
15	商品検査業に属する施設	//
16	臨床検査業に属する施設	//
17	犯罪鑑識施設	//

※ 平成 29 年施行規則改正により追加されたもの

ロ 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀。

回収した廃水銀の例
<ul style="list-style-type: none"> ・水銀含有再生資源から回収した廃水銀 ・水銀含有ばいじん当から回収した廃水銀 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した廃水銀 ・廃棄物焼却施設の排ガス処理工程において回収された廃水銀 ・水銀を不純物として含む天然資源の生産施設から回収された廃水銀 ・蛍光ランプ、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器（気圧計、湿度計、圧力計、温度計、体温計、血圧計）から回収した廃水銀
※水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。
※水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さは該当しない。

(3) 特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの（特別管理産業廃棄物）【令第 2 条の 4 第 5 号】

平成 27 年改正以前から特定有害産業廃棄物であったもの。

(4) 水銀含有ばいじん等【令第 6 条第 1 項第 2 号ホ、規則第 7 条の 8 の 2】

水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、水銀又はその化合物中の水銀を 1 k g につき 15mg（廃酸、廃アルカリの場合は 1 l に 15mg/L）を超えて含有するもの。

(5) 水銀使用製品産業廃棄物【令第 6 条第 1 項第 1 号ロ、規則第 7 条の 2 の 4】

水銀使用製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定める以下のもの。

イ 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品であって規則別表第 4（下表）に掲げるもの。

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×
5	H I D ランプ（高輝度放電ランプ）	×
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び H I D ランプを除く。）	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	

10	液柱形圧力形	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充満圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	
23	水銀抵抗原器	
24	差圧式流量計	
25	傾斜計	
26	周波数標準機	×
27	参照電極	
28	圧力計	
29	医薬品	
30	水銀の製剤	
31	塩化第一水銀の製剤	
32	塩化第二水銀の製剤	
33	よう化第二水銀の製剤	
34	硝酸第一水銀の製剤	
35	硝酸第二水銀の製剤	
36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
37	酢酸フェニル水銀の製剤	
備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

ロ イに掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（規則別表第4下欄（上表右欄）に×印のあるものを材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品は対象外。）

ハ イ、ロに掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

2 廃水銀及び廃水銀等の処理について

(1) 廃水銀及び廃水銀等の処理（収集運搬及び処分）を委託する場合は、これらの廃棄物の処理を事業範囲に含む許可を取得している処理業者に委託しなければなりません。当該廃棄物の取扱いの有無は許可証に記載されています。（平成28年4月1日施行）

(2) 廃水銀及び廃水銀等の運搬基準の追加（平成28年4月1日施行）
 廃水銀及び廃水銀等を運搬する場合において、以下の運搬基準が追加されました。

【令第4条の2第1号ホ、へ、ト(3)】【令第6条の5第1項第1号イ、ロ】

イ 廃水銀及び廃水銀等

一般的な特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬基準に加え、PCB 廃棄物や感染性廃棄物と同様に、下記の基準がかかります。

i) 運搬容器に収納すること。

ii) 運搬容器の構造は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいこと

iii) 積替え時の措置

○容器に入れて密封すること

○飛散、流出、揮発防止、高温にさらされないため、腐食防止に必要な措置を講ずること

ロ 廃水銀を処分するために処理したもの

一般的な特別管理一般廃棄物の収集運搬基準と同じ。

(例外)

特別管理産業廃棄物は、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集又は運搬することとなっているが、以下の場合には、本規定の例外である。(平成29年10月1日施行)

○特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀が混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(3) 廃水銀及び廃水銀等の処分基準の追加(平成29年10月1日施行)【令第4条の2第2号ロ】【令第6条の5第1項第3号ル】

廃水銀及び廃水銀等の埋立処分をする場合には、「金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準」(昭和52年環境庁告示第5号。以下「固型化告示」という。)に規定する硫化・固型化をしなければなりません。(図「想定処分フロー」参照)

(4) 特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準の追加【規則第10条の17】(平成29年10月1日施行)

廃水銀等の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合の施設に係る基準として、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有することが追加されました。

(5) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加(平成29年10月1日施行)

廃水銀等の硫化施設が設置許可施設に追加されました。(令第7条第10号の2)また、廃水銀等の硫化施設は縦覧等を要する施設となります。(令第7条の2)

なお、廃水銀等の硫化施設を既に設置している場合は、法第15条第1項の設置許可を受けたものとみなされます。ただし、平成29年10月1日から3月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事等に届け出なければなりません。

(6) 事業業の保管場所における廃水銀等の保管基準(平成28年4月1日施行)

事業者は、廃水銀等が運搬されるまでの間の保管は、容器に入れて密封し、飛散、流出、揮発防止、高温にさらされないため、腐食防止に必要な措置を講ずること。【規則第8条の13第5号ホ】

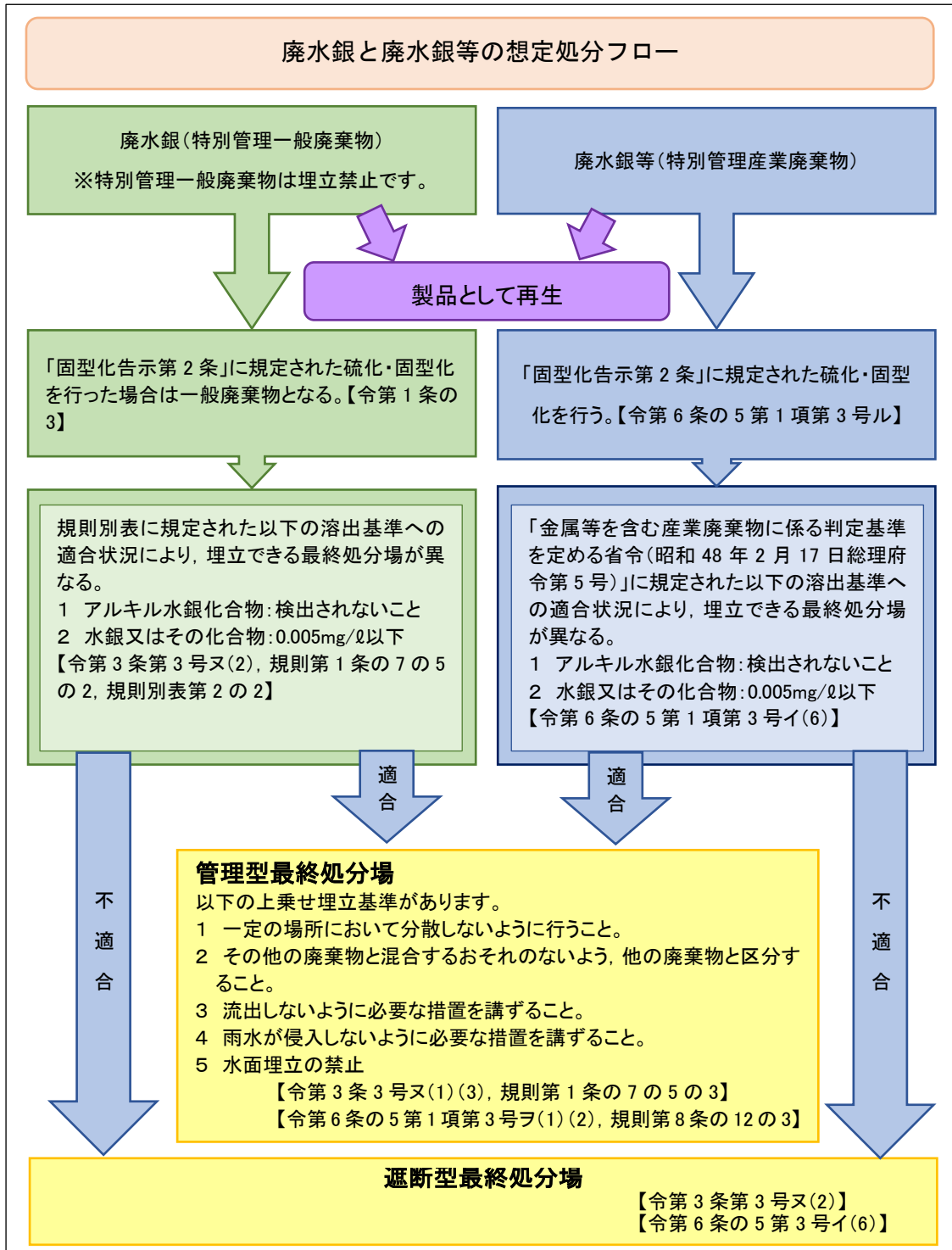
なお、廃水銀等の廃水銀及び廃水銀等の保管場所及び積替え保管施設には、廃棄

物の種類に廃水銀及び廃水銀等を記載した掲示が必要です。

<表示例>

特別管理産業廃棄物の保管場所	
産業廃棄物の種類	廃水銀等
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	
保管上限高さ	

特別管理産業廃棄物の積替保管場所	
産業廃棄物の種類	廃水銀等
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	
保管上限高さ	
保管上限量	



- (7) 特別管理産業廃棄物処理業者が特別管理一般廃棄物を処理できる例外規定【規則第10条の20】(平成29年10月1日施行)

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分をそれぞれ行うことができる。

- (8) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例【法第15条の2の5, 規則第12条の7の16, 第12条の7の17】(平成29年10月1日施行)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例として、設置者があらかじめ都道府県知事等に届け出た場合は、遮断型最終処分場において一般廃棄物である基準不適合水銀処理物を処分すること及び管理型最終処分場において一般廃棄物である基準適合水銀処理物を処分することができる。

(いずれも特別管理産業廃棄物である廃水銀等処理物の処分の許可を持つ施設に限る。)

3 特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの(特別管理産業廃棄物)の処理について

従来から特別管理産業廃棄物とされている鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸及び廃アルカリ(令第2条の4第5号へ、チ(1)、ル(1))について、以下の条件に該当するものの処分基準が追加されました。(平成29年10月1日施行)

- ①水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ②処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、水銀を回収すること。

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

【令第6条の5第2号チ, 規則第8条の10の3の2】

4 水銀含有ばいじん等の処理について

- (1) 水銀含有ばいじん等の処理の委託

水銀含有ばいじん等の処理(収集運搬及び処分)を委託する場合は、水銀含有ばいじん等の処理を事業範囲に含む許可を取得している処理業者に委託しなければなりません。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託しなければなりません。(平成29年10月1日施行)

- (2) 水銀含有ばいじん等の処理に係る業の許可

水銀含有ばいじん等の処理(収集運搬及び処分)を業として行おうとする場合は、水銀含有ばいじん等の収集、運搬又は処分を事業範囲に含む許可を受けなければなりません。(平成29年10月1日施行)

なお、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無は、許可証への記載事項になります。

ただし、平成29年10月1日時点で水銀含有ばいじん等を取り扱っている収集運

搬業者及び処分業者については、引き続き取り扱うことができます。また、原則として次回の更新許可等申請時に水銀含有ばいじん等を取り扱う旨の記載をすることとなりますが、許可申請を待たずに許可証の書換えを希望する場合には、変更届出をすることにより、書換え交付を受けることができます。詳細は以下のホームページを御覧ください。

産業廃棄物収集運搬業 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/syuun-index.html>

産業廃棄物処分業 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/syobun.html>

(3) 水銀含有ばいじん等の処分基準等の追加（平成29年10月1日施行）

水銀含有ばいじん等について、以下の一覧のとおり、処理基準及び委託契約書、産業廃棄物管理票、帳簿への記載事項等が規定されました。

処理を行う際は、処理基準、委託基準を遵守し、委託先の選定、契約書、産業廃棄物管理票及び帳簿の記載について間違いの無いよう御留意ください。

水銀含有ばいじん等に係る規定一覧																					
運搬基準	一般的な産業廃棄物の運搬基準																				
処分基準	一般的な産業廃棄物の処分基準に加え、下記の基準がかかります。																				
	<table border="1"> <tr> <td>水銀の飛散防止【令第6条第1項第2号ホ(1)】</td> <td>水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずること。</td> </tr> <tr> <td>水銀の回収義務【令第6条第1項第2号ホ(2)】</td> <td> 以下の水銀含有ばいじん等は、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ水銀を回収する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>水銀回収義務の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/kg以上含有するもの</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/L以上含有するもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	水銀の飛散防止【令第6条第1項第2号ホ(1)】	水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずること。	水銀の回収義務【令第6条第1項第2号ホ(2)】	以下の水銀含有ばいじん等は、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ水銀を回収する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>水銀回収義務の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/kg以上含有するもの</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/L以上含有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	水銀回収義務の対象	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの	廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの										
	水銀の飛散防止【令第6条第1項第2号ホ(1)】	水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずること。																			
水銀の回収義務【令第6条第1項第2号ホ(2)】	以下の水銀含有ばいじん等は、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ水銀を回収する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>水銀回収義務の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/kg以上含有するもの</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ</td> <td>水銀^{注)}を1,000mg/L以上含有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	水銀回収義務の対象	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの	廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの														
廃棄物の種類	水銀回収義務の対象																				
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの																				
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの																				
回収方法	ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収【平成29年環境省告示第57号】																				
保管の場所に係る掲示板	<p>積替え保管場所、処分等のための保管場所、事業者の保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」を表示すること。【規則第7条の3、規則第7条の5、規則第8条第1号】</p> <p><表示例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物の積替保管施設</th> <th colspan="2">産業廃棄物の保管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>汚泥(水銀含有ばいじん等)</td> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>汚泥(水銀含有ばいじん等)</td> </tr> <tr> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td></td> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管上限高さ</td> <td></td> <td>保管上限高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管上限量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物の積替保管施設		産業廃棄物の保管施設		産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等)	産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等)	管理者の氏名又は名称及び連絡先		管理者の氏名又は名称及び連絡先		保管上限高さ		保管上限高さ		保管上限量			
産業廃棄物の積替保管施設		産業廃棄物の保管施設																			
産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等)	産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等)																		
管理者の氏名又は名称及び連絡先		管理者の氏名又は名称及び連絡先																			
保管上限高さ		保管上限高さ																			
保管上限量																					

埋立基準	<p>1 水銀含有ばいじん等又はその処理物が埋立判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場に処分することができる。</p> <p>2 水銀含有ばいじん等のうちばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物（コンクリート固化物を除く。）で埋立判定基準を満たさないものは、あらかじめ、埋立判定基準を満たすよう処理するか、又はコンクリート固化をすること。【令第6条第1項第3号タ】</p> <p>3 コンクリート固化物が埋立判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場に埋め立てること。【令第6条第1項第3号ハ、ニ】</p> <p>4 埋立判定基準は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）による溶出試験の結果において、以下のとおり。 アルキル水銀化合物：検定されないこと 水銀又はその化合物：0.005mg/l以下</p> <p>5 水銀含有ばいじん等のうち廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならない。【令第6条第1項第3号ワ】</p>
事業者の帳簿記載事項	「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。【規則第8条の5】
委託契約書	<p>委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること及びその数量を記載すること。【規則第8条の4の2】</p> <p>※平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、次の契約更新の際に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載すること。また、自動更新規定を含む契約書にあつては、覚書等により水銀含有ばいじん等が含まれる旨を規定することが望ましい。</p>
産業廃棄物管理票	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を明記すること。【規則第8条の20、規則第8条の21】

（4）水銀含有ばいじん等の性状の把握

宮城県では、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）第9条で、汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸又は廃アルカリに該当する産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合は、年1回以上（委託前も委託後も）当該産業廃棄物の性状を確認することを義務付けています。

当該性状の把握の際には、水銀含有量の把握も行い、水銀含有ばいじん等の該当の有無を判断してください。

5 水銀使用製品産業廃棄物の処理について

（1）水銀使用製品産業廃棄物の処理の委託

水銀使用製品産業廃棄物の処理（収集運搬及び処分）を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理を事業範囲に含む許可を取得している処理業者に委託しなければなりません。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託しなければなりません。（平成29年10月1日施行）

(2) 水銀使用製品産業廃棄物の処理に係る業の許可

水銀使用製品産業廃棄物の処理（収集運搬及び処分）を業として行おうとする場合は、水銀使用製品産業廃棄物の収集、運搬又は処分を事業範囲に含む許可を受けなければなりません。（平成29年10月1日施行）

なお、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無は、許可証への記載事項になります。

ただし、平成29年10月1日時点で水銀使用製品産業廃棄物を取り扱っている収集運搬業者及び処分業者については、引き続き取り扱うことができます。また、原則として次回の更新許可等申請時に水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う旨の記載をすることとなりますが、許可申請を待たずに許可証の書換えを希望する場合には、変更届出することにより、書換え交付を受けることができます。詳細は以下のホームページを御覧ください。

産業廃棄物収集運搬業 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/syuun-index.html>

産業廃棄物処分業 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/syobun.html>

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の処分基準等の追加（平成29年10月1日施行）

水銀使用製品産業廃棄物について、以下の一覧のとおり、処理基準及び委託契約書、産業廃棄物管理票、帳簿への記載事項等が規定されました。

処理を行う際は、処理基準、委託基準を遵守し、委託先の選定、契約書、産業廃棄物管理票及び帳簿の記載について間違いの無いよう御留意ください。

水銀使用製品産業廃棄物に係る規定一覧		
運搬基準	一般的な産業廃棄物の収集運搬基準に加え、下記の基準がかかります。【令第6条第1項第1号ロ、ニ、ヘ】 ・破砕することのないような方法をとる。 ・他の物と混合するおそれのないように他の物と区分する。 ・積替え・保管する場合：積替えの場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。	
処分基準	一般的な産業廃棄物の処分基準に加え、下記の基準がかかります。	
	水銀の飛散防止 【令第6条第1項第2号ホ(1)】	水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずる。
	水銀の回収義務 【令第6条第1項第2号ホ(2)】	以下の水銀使用製品産業廃棄物は、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ水銀を回収する。 1 スイッチ及びリレー 2 気圧計 3 湿度計 4 液柱形圧力計 5 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。） 6 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。） 7 真空計 8 ガラス製温度計 9 水銀充満圧力式温度計 10 水銀体温計

		11 水銀式血圧計 12 灯台の回転装置 13 水銀トリム・ヒール調整装置 14 差圧式流量計 15 浮ひょう形密度計 16 傾斜計 17 積算時間計 18 ひずみゲージ式センサ 19 電量計 20 ジャイロコンパス 21 握力計 【令第6条第1項第2号ホ(2), 規則第7条の8の3第1号】																				
	回収方法	ばい焼設備によりばい焼, 又はその他の加熱工程により水銀を回収【平成29年環境省告示第57号】																				
	保管【令第6条第1項第2号ホ(3)】	保管を行う場合, 保管の場所には, その他の物と混合するおそれのないように, 仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。																				
保管の場所に係る掲示板	積替え保管場所, 処分等のための保管場所, 事業者の保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を表示すること。【規則第7条の3, 規則第7条の5, 規則第8条1号】 <表示例> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物の積替保管施設</th> <th colspan="2">産業廃棄物の保管施設</th> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)</td> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)</td> </tr> <tr> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td></td> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管上限高さ</td> <td></td> <td>保管上限高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管上限量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		産業廃棄物の積替保管施設		産業廃棄物の保管施設		産業廃棄物の種類	ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)	産業廃棄物の種類	ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)	管理者の氏名又は名称及び連絡先		管理者の氏名又は名称及び連絡先		保管上限高さ		保管上限高さ		保管上限量			
産業廃棄物の積替保管施設		産業廃棄物の保管施設																				
産業廃棄物の種類	ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)	産業廃棄物の種類	ガラスくず, 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)																			
管理者の氏名又は名称及び連絡先		管理者の氏名又は名称及び連絡先																				
保管上限高さ		保管上限高さ																				
保管上限量																						
埋立基準	安定型最終処分場への埋立は行わないこと。【令第6条第1項第3号イ】																					
事業者の保管基準	水銀使用製品産業廃棄物がおそれのないように, 仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。【規則第8条第5号】																					
事業者の帳簿記載事項	「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明記すること。【規則第8条の5】																					
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること及びその数量を記載すること。【規則第8条の4の2】 ※平成29年10月1日以前に, 契約締結している委託契約書については, 次回の契約更新の際に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。また, 自動更新規定を含む契約書にあっては, 覚書等により水銀使用製品産業廃棄物が含ま																					

	れる旨を規定することが望ましい。
産業廃棄物管理票	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を明記すること。【規則第 8 条の 20, 規則第 8 条の 21】

6 その他

その他、以下の事項等の改正が行われました。

水銀処理物を埋め立てる最終処分場について、構造基準、維持管理基準及び廃止基準が追加されました。

(参考) 以下の環境省ホームページ及び資料を参照してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布(水銀関係)について(平成29年6月9日 環境省 報道発表資料)

<http://www.env.go.jp/press/104151.html>

水銀廃棄物ガイドライン(環境省)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf